		6,425.1MHz以上	12.5μW以下
160 MHzを超え320MHz以下	6,105MHz	5,925MHz以下	0.2μW以下
	6,265MHz	6,425MHz以上	12.5μW以下

(10)　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価等方輻射電力が25ミリワットを超え200ミリワット以下の無線設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［略］			
80MHzを超え160MHz以下	6,025MHz	5,925MHz以下	2μW以下
	6,345MHz	6,425MHz以上6,425.5MHz未満	50μW以下
		6,425.5MHz以上	12.5μW以下
160 MHzを超え320MHz以下	6,105MHz	5,925MHz以下	2μW以下
	6,265MHz	6,425MHz以上6,425.7MHz未満	50μW以下
		6,425.7MHz以上	12.5μW以下

［30～70　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～七十七　略］ 七十八　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）に使用するための無線設備 ［七十九　略］	（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～七十七　同上］ 七十八　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備 ［七十九　同上］

(10)　［同左］

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［同左］			
80MHzを超え160MHz以下	6,025MHz	5,925MHz以下	2μW以下
	6,345MHz	6,425MHz以上6,425.5MHz未満	50μW以下
		6,425.5MHz以上	12.5μW以下

［30～70　同左］